

# あなたの **火災保険** 見直しませんか？

～**風災害補償**をチェックしましょう！～

大型台風やゲリラ豪雨の被害は年々多くなってきており、火災保険での関心も高まってきました。今回は、台風等による風災害の補償範囲を解説します。



## 保険金支払い時における二つの方式

### ① 20万円フランチャイズ方式

旧来の火災保険ではこの契約が一般的。  
損害額が20万円を超えないと補償されません。

### ② 免責方式

近年、フランチャイズ方式に変わり一般的になっている契約形態。  
保険会社によって異なりますが、  
「0円」「5千円」「3万円」「5万円」等から、  
自分で金額を選択できます。



例えば…

### 損害額が15万円の場合

- ① フランチャイズ方式の場合 ▶ **0円** (支払保険金)
- ② 免責方式 (免責金額を5千円に設定した場合) ▶ **15万円 - 5千円 = 14万5千円** (支払保険金)

例えば…

### 損害額が21万円の場合

- ① フランチャイズ方式の場合 ▶ **21万円** (支払保険金)
- ② 免責方式 (免責金額を5千円に設定した場合) ▶ **21万円 - 5千円 = 20万5千円** (支払保険金)



火災保険証券を見て、補償範囲に風災が入っているかどうか、  
また「**フランチャイズ方式**」「**免責方式**」どちらになっているかご確認ください。  
お勧めは「免責方式」です！ ご不明な場合、一緒に確認いたします。



## 伊勢湾台風60周年の集い・みえ ～あの日の教訓を次世代につなげよう～

三重県では甚大な被害をもたらした伊勢湾台風(昭和34年)が襲来した  
9月26日を「みえ風水害対策の日」と定め、  
災害に備えることの大切さを県民の方に再認識していただく日としています。  
今年は60年の節目であり、防災減災啓発イベントを開催いたします

日時 令和元年 **9月21日(日)**  
10:00～16:00

場所 **四日市市民公園**  
四日市安島1丁目9-2-4

弊社(クローバー総合保険事務所)も防災グッズ等のブースを設けます。ぜひご来場ください。